

フィリピンのアブラヤシ生産と協同組合

野 沢 勝 美

今日のフィリピン農業の基本課題は、農業生産性向上とそれによる農家所得増大である。本稿では、フィリピンにおいて近年注目を集めているアブラヤシ生産に焦点をおき、これを現在進行中の農地改革計画で掲げられているアグリビジネスの振興策との関連で述べることにする。そして、具体的事例として農地改革受益者から構成される協同組合の役割を紹介する。

アブラヤシ生産の特殊性

アブラヤシは、近年世界的に需要が増大しているパーム油の原料である。パーム油は伝統的には食用（即席麺やスナック菓子などの揚げ油、マーガリンなど）、非食用（洗剤、塗料、化粧品などの原料）に幅広く利用されている。また、原油に代表される鉱物燃料の価格高騰受け、バイオ燃料の利用が世界的に拡大している。二〇〇五年以来、パーム油は植物性油脂のなかで大豆を抜いて首位の座にある。パーム油の生産は歴史的にはマレーシア、そしてインドネシアに集中してきた。二〇〇六年の生産量はインドネシアが一六八三万ト、マレーシアが一五七〇万トと両国で世界生産の八九・三%に達している。

アブラヤシ生産の特徴は次の三点にある。第一に、アブラヤシ樹は一度植樹すると二五年間天候の影響を受けることが少なく、



収穫したアブラヤシ（筆者撮影）

年間を通じて収穫できる。これに対し大豆油など植物油は毎年種蒔をしなければならぬ。第二に、収穫時期、気象条件に左右されないのが単位当たり年間油収量は大豆油の一・二・五〜一・八・七倍に達する。

第三に、アブラヤシの果実であるパーム果房の加工を二十四時間以内にする必要がある。新鮮な果実には油脂を加水分解する強力なリパーゼが存在し、果肉を傷つけると細胞膜が損傷しリパーゼによる加水分解が開始して

しまう。したがってパーム果房の収穫、輸送は注意深く、しかも迅速に行われることが必要である。また、果房はできるだけ迅速に蒸熟してリパーゼを失格させる必要がある。そのため、製油工場の多くはアブラヤシ・プランテーションに近接して設置されている。またパーム果房を搬送する輸送手段として大型トラックを配備する必要がある。加えて受入れる工場側も安定的な収穫量確保のため栽培契約方式をとっている。かくして協同組合の形成が不可欠であり、協同組合介入によるアブラヤシ生産は、仲買商人排除につながる。

包括的農地改革計画とアグリビジネス

フィリピンのアブラヤシ生産は一九六〇年代に二八〇分のアブラヤシ・プランテーションが開設されたのが最初であった。しかしその後の増産は進まず、パーム油生産は二〇〇六年に四万トとインドネシアのわずか〇・二%であった。一方、国内需要は生産の五・〇倍であり、生産は需要増大に対応できずにいる。パーム油生産が注目されたのは二〇〇〇年代前半で、価格が比較的安価でかつ利用範囲が広いから、パーム油に対する国内需要が急増したからである。

一方、時期を同じくして一九九七年ラモス政権下に農漁業近代化法制定を受けた農漁業近代化計画の策定がアグリビジネス対象産品の生産を奨励し、とりわけこれがミンダナオ開発に連動していることから、民間部門がアブラヤシ生産に着目したのである。

また、農漁業近代化法制定と同じ頃、アキノ政権下に成立した包括的農地改革計画の延長問題が国内で論議され、同計画で先送りされてきた商業農場の農地改革が着手されることになった。この過程で、商業農場であるプ

ランテーションで働く農地改革受益農民に対する土地分配に関する省令が一九九八年に制定され、土地所有、農業所得の保証にあわせ、規模の経済、生産性の向上が掲げられた。その基本スキームとして、プランテーション農民が形成する協同組合を対象としたアグリビジネス・ベンチャー契約が規定された。その内容は、栽培契約、借地契約など七項目からなる。この契約の形態のうちどれを選択するかは、農地改革受益農民または協同組合が決めるとし、複数の契約からなる複合契約も容認している。かくしてアグリビジネスが農地改革計画の体系に導入されたのである。加えて、アグリビジネスに対する内外投資の積極的誘致を前面に掲げているのである。このことは、農地改革の目的が、これまでの単なる農地所有権の移転から生産性向上を含むものパラダイム転換したことを意味している。

アグリビジネス・ベンチャー契約と協同組合

次にアグリビジネス・ベンチャー契約が実際のアブラヤシ・プランテーションの協同組合にどのように取組まれ、またどのような問題に直面しているか事例を踏まえてみることにする。

ここで考察されなくてはならないのは、協同組合がアグリビジネス・ベンチャー契約のどれを選択したかの点である。実際には、協同組合構成員に交付された土地権利証書が個々の農民が自らの土地を特定できる個別土地権利証書であるのか、土地を特定できない集合土地権利証書であるのかによってアグリビジネス・ベンチャー契約の選択範囲が規定される。ミンダナオ島コンボステラ・バレー州ナブントランに所在のN協同組合の例では、個別土地権利証書であり、栽培契約を締結する。



自らの土地を特定できることはその農地で生産されたアブラヤシはその農家に帰属するから生産増加のインセンティブが働く。これに加え日本政府の資金、技術援助が効果的に機能する。アブラヤシ生産収入は製油工場搬入時の計量に応じた生産コストを差引いて個別農家に支払われる。加えてN協同組合では事業の多角化を進め事業ごとに独立した損益勘定を設定している。

これに対し、同州モンカヨ所在のS協同組合は、集合土地権利証書を交付されている。しかし契約栽培を選択した。これが軌道に乗ったのは、ゴム栽培をした旧プランテーションから農地を移転されたが協同組合経営陣に旧プランテーション社員が参加、またNGOの支援で経営技術が伝授されていたからである。

しかしながら自らの土地を特定できないため生産量を組合員が均等配分する。この場合にはアブラヤシ事業の純利益配分となる。

栽培契約で協同組合が守るべき事項は、二四時以内にパーム果房の製油工場搬入であり、N協同組合、S協同組合ともトレントに輸送するための大型トラックを所有している。これに対し、アグサン・デル・スル州トレント所在のA協同組合の事例では集合土地権利証書を交付され、組合員は自らの土地を特定できない。このため生産増加に向けたインセンティブをもたなかった。そして協同組合による所有となった土地を旧プランテーションの地主企業にリースバックする売却地賃貸契約を選択した。このため契約栽培による生産増加をはかる意欲を欠落し、借地料収入に依存してしまう。このことはアブラヤシの単位面積あたり生産量に反映し、N協同組合、S協同組合に比較して低い。農家所得の内容をみても、主たる内容は、プランテーション労働者としての賃金になっている。

将来展望を踏まえた課題は、いかにしてアブラヤシ生産の協同組合がアグリビジネス・ベンチャー契約において企業家精神を発揮できるか、あるいは発揮させることができるかである。A協同組合の場合には、旧プランテーション企業がアブラヤシ契約栽培を奨励し五〇分の栽培契約し資金融資をしている。また、N協同組合においては、自己資金で一一分のアブラヤシ・プランテーション投資に着手し、自立化を企図している。

農地改革受益農家から構成される協同組合がアグリビジネスの担い手として企業家精神発揮を誘導させ、これを支援する体制の構築が必要とされているところである。

(のざわ かつみ 国際関係学部教授)